

各競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または掲示物に掲載するので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反は「一般の罰(2打罰)」となる。

■競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定(要綱)に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. スコアカードの提出

3. 委員の指名

本倶楽部競技委員会(以下、委員会)は倶楽部の支配人または事務局を代行委員に指名することができる。

3. 欠場(棄権)者がでた場合の処置

予選競技終了から1回戦マッチ5日前までに欠場者があった場合、予選敗退者の成績順にて倶楽部より連絡をし、了承者を繰り上げ通過とする。

1回戦5日前以降の欠場については、

①当日欠場の場合は競技委員より相手を「不戦勝」の宣言

②前日までの欠場の場合はそのマッチを相手にコンシードしたことになり、相手の勝ちとする。

2回戦欠場については上記①を適用する

決勝戦については上記①及び②を適用する。

※委員会が時間通りにスタートできない例外的な状況(交通障害等)があると裁定した場合は規則5.3a例外3を適用する。

4. 競技終了時点

委員会または事務局より成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

■注意事項

(1)委員会は当日のコンディション及び、天候、参加人数等により競技方法の変更や中断また短縮、中止することがある。

①競技が9ホールに短縮された場合、競技成立とする。

②競技が9ホール未満で中止となった場合、委員会で協議・決定し、競技者に連絡を行う。

③競技参加者が8名に満たない場合、委員会で競技成立可否を協議・決定し、競技者に連絡を行う。

④競技参加人数により必要な場合、委員会で競技方法等を変更し、競技者に連絡する。

(2)打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1コイン20球を限度とする。

(3)アプローチ練習場は自己の球を使用すること(1人3個まで)。

各自マナーを守り、混雑時は譲り合うなど怪我の無い様、十分注意すること。

(4)競技者はスタート15分前までに必ず競技受付近くで待機し、呼出し後マーカーチェック及び連絡事項を委員会から確認しスタート5分前にはティグラウンド付近にて待機すること。

(5)競技者はプレーの進行に留意し、前の組との間隔を不当に空けてはならない。
スロープレーについてはペナルティーを課すことがある。

(6)過去1年間、競技の無断欠場をしていた場合、その出場競技の入賞資格を失う。

(7)競技当日の早朝(または事前)プレーは「規則5. 2b」に抵触いたしますのでご遠慮下さい。
尚、競技当日の早朝プレーを行った場合、規則により「**最初の違反:そのホールの負け**」
「**2回目の違反:失格**」とさせていただきます。

(8)ペナルティーエリア内には石・砂利・人工物・鋭利な枝葉が介在している場所がございます。
区域内から打球をする場合はスイング区域周辺に十分注意して下さい。

尚、区域内からの打球に際し上記自然物・人工物等によって発生したクラブ破損については原則、プレーヤーの責任とさせていただきます。

(9)グリーン周辺へのスタンド式クラブケース持ち運びの際、グリーンが傷つく場合がありますのでグリーン上にクラブケースを置かないで下さい。

(10)新型コロナウイルス感染における国・県等の指針によっては競技の中止または競技要綱・運営の変更を予告なく行う場合がございます。

また参加において競技開始数日前での国内外・県内外の渡航・移動歴がある方、37. 5℃以上の発熱者は参加をお断りいたします。

競技後に新型コロナウイルス感染が判明した場合は速やかに医療機関・保健所等に連絡するとともに必ず本倶楽部に報告して下さい。

■ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

(a)アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる

(b)1番ホールは2番ホール側、2番・12番・13番・14番・15番ホールにおいては現にプレーしているホールの白杭を結んだ線を越えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則17)

8番・13番ホールにおいてペナルティーエリアの中に球がある場合(見つからない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実であるG場合を含む)、そのプレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1打罰で:

・規則 17. 1 に基づき救済を受ける。または

・追加の選択肢として、元の球か別の球を、特設ティエリアにドロップする。このエリアは規則14. 3に基づく救済エリアである。(特設ティエリア範囲は、設置された両端のマーカーの先端から2クラブ以内とする)

3. プレー禁止区域

12番ホールにて打球が黄色に黒縞の杭を超えたジェネラルエリアに止まった場合、そのプレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1打罰で:

・元の球か別の球を、最後に境界を横切った地点からホールに近づかない2クラブレングス以内の救済エリアにドロップまたは

・追加の選択肢として、元の球か別の球を、ドロップエリアにドロップする。このドロップエリアは規則14. 3に基づく救済エリアである。(ドロップエリア範囲は、設置された両端のマーカーの先端から2クラブ以内とする)

4. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則16)

(a)修理地

(1)青杭を立て、白線で囲まれた区域 (2)ジェネラルエリアにある貼り芝の継ぎ目(スタンスへの障害は除く)

(b)動かせない障害物

(1)排水溝 (2)距離標示用の人工のヤーデージマーク(距離標示の杭を除く)

(3)動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。

5. 不可分な物

以下の物は不可分なものであり、無罰の救済は認められない

(a)14番ホールグリーン奥にある石垣 (b)ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物

6. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取替え

ローカルルールひな型G-9を適用する。

7. 後方線上の救済(ローカルルールひな型 E-12)

このローカルルールは規則 16.1c(2)、17.1d(2)、19.2b、19.3b を採用する場合に適用する。

8. クラブと球の規格

(a)ストロークを行うために使うドライバーはR & Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトに識別される)を持つものでなければならない。

(b)ストロークを行うとき、プレーヤーは2010年1月1日に施行された溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

(c)ストロークを行うときに使用する球はR & Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。
このローカルルールの違反はに対する罰:失格

9. プレーの中断と再開(規則5.7)

(a)即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。 このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b)通常の間断(日没やコースがプレー不能)

規則5.7b、c、dに従って処置すること

(c)プレーの中断と再開の合図

プレーの中断及び再開は、委員会の指示により本部より場内放送及びカートナビゲーション放送で伝えられる。

10. 練習

(a)マッチプレー競技を除き、ホールとホール間、プレーヤーは次のことをしてはならない

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。 このローカルルールの違反に対する罰

①最初の違反の罰:一般の罰(最初のホールに適用される) ②2回目の罰:失格